

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

本使は、二千二年一月十三日にシンガポールで署名された新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定（以下「協定」という。）第十条の規定に基づいて行われた協定の一般的な見直しに言及する光榮を有します。

本使は、更に、協定第百五十一条の規定に従い、この書簡の別添A及び別添Bの附属書II A及び附属書II Bがそれぞれ協定の附属書II A及び附属書II Bに代わることが日本国政府に代わって提案する光榮を有します。

本使は、更に、前記の提案がシンガポール共和国政府により受諾し得るものであるときは、この書簡及びその旨の閣下の返簡が日本国とシンガポール共和国との間の合意を構成するものとし、その合意が二千八年一月一日に効力を生ずることを提案する光榮を有します。

この書簡は、ひとしく正文である日本語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英文によるものとなります。

本大臣は、更に、シンガポール共和国政府が前記の日本国政府の提案を受諾することを閣下に通報するとともに、閣下の書簡及びこの返簡がシンガポール共和国と日本国との間の合意を構成するものとし、その合意が二千八年一月一日に効力を生ずることを確認する光榮を有します。

この書簡は、ひとしく正文である英語及び日本語により作成され、解釈に相違がある場合には、英文によるものとなります。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千七年十一月二十七日にシンガポールにて

シンガポール共和国

外務大臣

シンガポール共和国駐在

日本国特命全權大使 山中誠閣下